

資料3 参考事例

2) 敷地内の緑の誘導事例

①緑化基準設定の手法

緑はわが国の景観において欠かせない要素である。また景観のみならず、環境の維持・改善、生態系においてもさまざまな機能を有しているが、都市では緑が減少することでこれらの機能に明らかな劣化がみられ、改善が大きな課題となっている。

沖縄県では、沖縄振興計画をはじめ、都市・環境に関する各種計画において、緑の保全整備をすすめることとしているが、宅地の緑に関しては「緑化を推進する」（『沖縄県総合緑化基本計画』）といった文言にとどまり、具体的な目標値は明確になっていない。

- <参考> 「沖縄県景観形成条例」（平成6年）における「大規模行為景観形成基準」の緑化規定
- 1 敷地内においては、緑化に努めること。なお、植栽に当たっては、周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫する等周辺景観との調和に配慮すること。
 - 2 敷地の境界を囲う場合は、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とするように努めること。

以下、個別の敷地の緑量を確保することを目指した敷地緑化基準の事例を検討する。

緑化基準は、法に基づくものとしては、都市計画法による地区計画、景観法による景観計画、都市緑地法による緑地協定などにより定めることができる。また自治体の条例によるものとして、開発行為や大規模行為の許可基準において定めることが可能であり、そのほか任意の協定などがある。

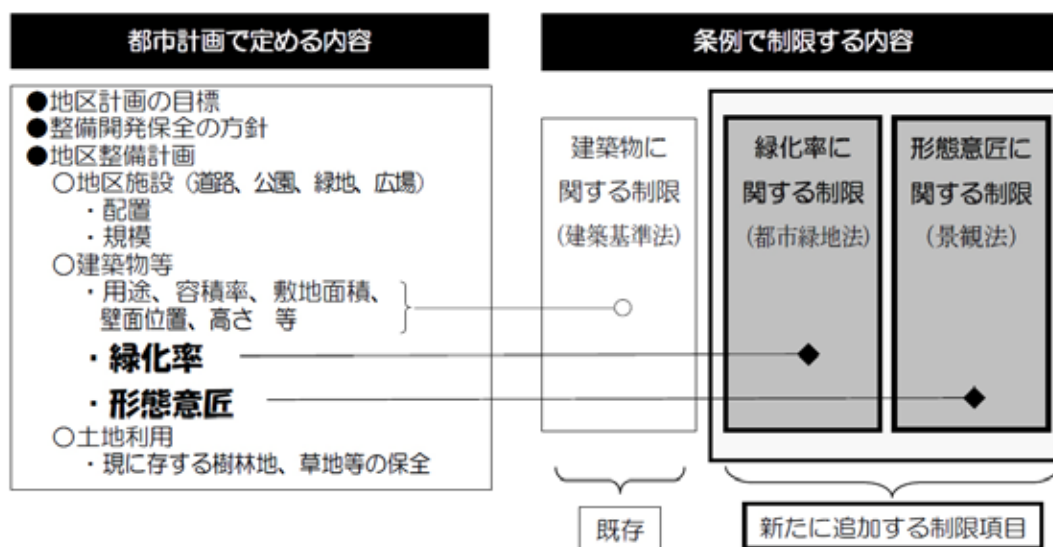
さらに、平成16年に改正された都市緑地法により、市街地において敷地に対して一定割合以上の緑化を義務づける制度ができ、一部市町村で施行がはじまっている。

なお、景観計画において大規模行為における敷地の緑化率を数値で定めた都道府県の例としては、奈良県および鳥取県がある。

事例①-1 【横浜市 地区計画と条例を組み合わせた緑化制度】

- <特色> ・地区計画で緑化を定め、詳細な内容は都市緑地法に基づき条例化して連動した運用を図る。
 建築確認申請の際に緑化施設適合証明が必要となるため、実効性が高い。

■ 都市計画と条例の関係（図解）



出典：横浜市ホームページ

事例①-2 【名古屋市 都市緑地法による緑化地域制度】

＜特色＞ ・用途地域に対しては都市緑地法による規制、市街化調整区域に対しては独自条例による規制を設け、市全域を対象とする。

●対象

300㎡以上の敷地
 (建ぺい率が60%を超える地域は500㎡以上)
 (市街化調整区域においては1000㎡以上)

●基準内容

右表のとおり。

緑化率の最低限度	用途地域等 (建ぺい率の最高限度=指定建ぺい率の場合)
20%	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部
15%	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業・工業専用地域
10%	近隣商業・商業地域
20%	市街化調整区域

事例①-3 【東京都 条例による緑化制度】

＜特色＞ ・『東京における自然の保護と回復による条例』により、1000㎡以上の敷地(公共施設は250㎡)に対し、緑化基準を設け、届出を義務づけている。また基準を解説した「緑化計画の手引き」を作成している。

●基準内容

	一般	総合設計等
地上部の緑化	次のいずれか小さいほうの面積以上 A) (敷地面積－建築面積) × 0.2 B) {敷地面積－(敷地面積×建蔽率×0.8)} × 0.2	(敷地面積－建築面積) × 0.3
建築物上の緑化	屋上面積 × 0.2	屋上面積 × 0.3
接道部の緑化	建物用途と敷地規模に応じた緑化率の基準を定める。 最小(3000㎡未満の店舗等) 30%～ 最大(30000㎡以上の住宅、宿泊施設、学校など) 80%	

事例①-4 【鳥取県 景観計画による緑化基準】

＜特色＞ ・景観計画区域に対し「敷地面積(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く)の3%以上を緑化すること」とし、重点区域ではこれに加えて「幹線道路と接する部分は植栽を配置すること」「既存の樹木は残すこと」などを挙げている。
 ・届出対象は、景観計画区域で敷地面積1000㎡以上または建物高さ13m以上(商業地域では緩和、重点区域ではほぼ全ての建築物)

事例①-5 【浦添市 景観計画による緑化基準】

＜特色＞ ・重点まちづくり地区では、ほぼ全ての建築行為・開発行為に対し、「敷地面積の5%以上の緑地を設け、それらを間口の1/4以上に配置するよう工夫する」と規定。
 ・その他市域では、大規模建築物等に対し、「敷地面積の3%以上の緑地を設け、それらを間口の1/5以上に配置するよう工夫する」と基準を設定している。

事例①-6 【石垣市 景観計画による緑化基準】

＜特色＞ ・「緑化や修景が施されている空間の確保」の基準を、農村・郊外系の地区で敷地面積の40%ないし50%以上、市街地で20%以上と定めている。

②緑量の算定手法

目指す緑の量を表す指標として、緑地率、緑被率、緑視率などが使われる。ただし、これらの具体的な定義は一定ではない。

また同じ緑でも、高木と芝生では緑化効果が大きく異なる。さらに屋上緑化等、は植物の生長に制限があることや将来の不確実性などから、地面の緑と同じ評価ができるとは限りません。

そのため、各主体により算定手法にも違いがみられます。

- | | |
|------|----------------------------------|
| ・緑地率 | 敷地面積に対する、植え込みや芝生地などの面積の占める割合 |
| ・緑被率 | 緑地面積に樹木の投影面積や壁面緑化面積などを加えた緑の面積の割合 |
| ・緑視率 | 正面から見た構図に占める緑の面積の割合 |

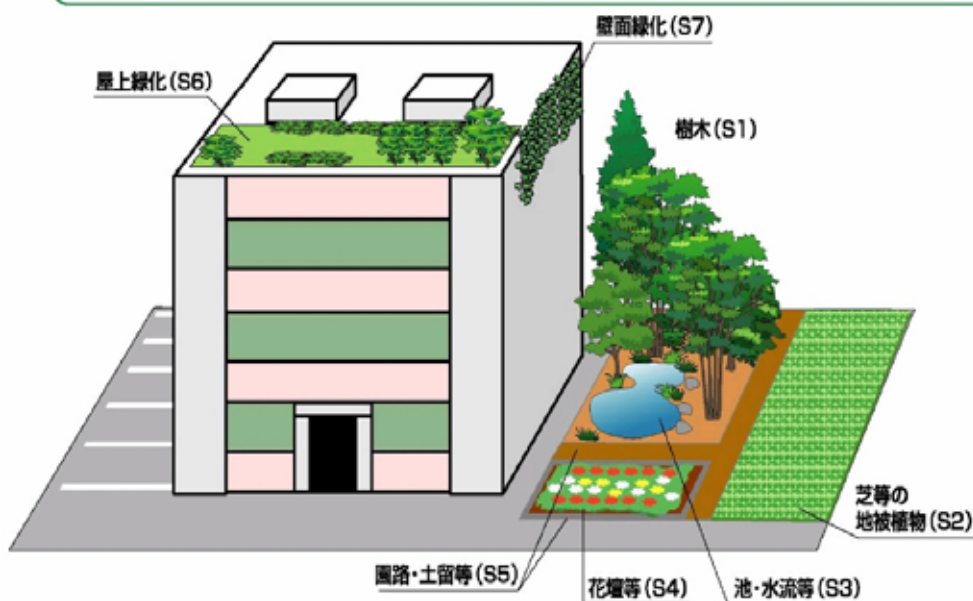
事例②-1 【名古屋市 都市緑地法による緑化地域制度】

- <特色>
- ・都市緑地法による緑化施設の面積の算出方法は、国土交通省令で定められている（都市緑地法施行規則 第九条）。名古屋市の算出方法もこれに基づいている。
 - ・緑被率の代表的な算出例といえる。

緑化面積の算定の仕方

緑化率の最低限度を満たすための緑化面積は、樹木や芝などの地被植物で覆われる部分の面積等から算定されます。屋上や壁面などの緑化や既存の植栽も緑化面積に含めることができます。

$$\left[\frac{\text{緑化面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \geq \text{緑化率の最低限度} \right] \text{であれば適合}$$



出典：「名古屋市緑化地域制度の概要」

●芝その他の地被
植物で表面が被
われている部分
(S2)

当該部分の水平投
影面積

$S2=L \times W$

●池・水流等 (S3)

当該部分の水平投影
面積 (樹木、植栽等
と一体となって自然
的に環境を形成して
いるものに限る)

S3=池・水流等の水平投影面積

●花壇等 (S4)

草花等の植物が生
育するための土壌
等で被われている
部分 (概ね6ヶ月以
上植栽されている
部分) の水平投影
面積

$S4=L \times W$

●園路・土留等 (S5)

当該施設の水平投影面積
(ただし緑化面積の合計
の1/5以下)

S5=園路・土留等の水平投影面積
(茶色・灰色着色部分)

●樹木 (S1)

①～③のいずれかにより算出した面積の合計
(①、②、③の計算は組合せ可能ですが、それぞれの水平投影の
重なる部分の面積は重複して算入することはできません。)

① 樹木ごとの樹冠
の水平投影面積
 $S1_{1}=A+B-C$

② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の
水平投影面積 (高さ1m以上のものに限ります。)

樹木の高さ	樹冠の半径	本数
1～2.5m未満	1.1m	T ₁
2.5m～4m未満	1.6m	T ₂
4m以上	2.1m	T ₃

T₁: 高さ4m以上の樹木の本数
T₂: 高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数
T₃: 高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

$S1_{2}=T_{1}\pi \times 2.1^2 + T_{2}\pi \times 1.6^2 + T_{3}\pi \times 1.1^2$
(π は円周率)
(他の樹木と重なる部分は重複して算入しない)

③ 樹木が生育するための土壌で被われている部分の面積を
Saとし
また $Sb=18T_{1}+10T_{2}+4T_{3}+T_{4}$ とすると、
Sa>Sb のとき S1₃=Sb
Sa≤Sb のとき S1₃=Sa

T₄: 高さ1m未満の
樹木の本数

③の計算方法

Sa=L×W
Sb

●屋上緑化 (S6)

S1～S5は、屋上等、建築物や工作物上に緑
化された部分についても含まます

●壁面緑化 (S7)

緑化された外壁
(建築物)の水平
投影の長さの合
計に1mを掛けた
面積

S7=1m×W

緑化面積=S1+S2+S3+S4+S5+S6+S7
(ただしS1からS6までの面積のうち、水平投影の重なる部分の面積は重複して算入することはできません)

事例②-2 【芦屋市 景観ガイドラインにおける緑化基準】

- <特色>
- ・市全域を対象とする景観ガイドライン（自主条例による）において緑化基準を定めており、緑化の位置や木の大きさによって評価ポイントを高くするという独自の算定方法を設けている。
 - ・（緑化面積＋高木本数）によって規定しており、理解しやすい。

第1種、第2種低層住居専用地域 30%

第1種、第2種中高層住居専用地域又は、第1種、第2種住居地域 20%

近隣商業地域及び商業地域で5戸以上の住戸を含む建築物の敷地
（ただし、単身者用は3分の1を戸数とする。） 10%

上記で建築基準法による角地緩和を受ける場合は（敷地面積－建築面積）の50%以上を緑化
上記以外の近隣商業地域及び商業地域の敷地は緑化に努める。

- ・敷地内の緑地はその位置により、次の算定基準で緑化面積を求める。
 1. 道路境界線から3m以内にある緑地は面積の120%を緑化面積とする。
 2. 隣地境界線から3m以内にある緑地は面積の120%を緑化面積とする。
 3. 良好な樹木や植生を有する等の25㎡以上の既存樹木の集団のある緑地は面積の120%を緑化面積とする。
 4. 消防用活動空地、窓先空地及びそれらへの通路等は80%を緑化面積とする。
 5. 駐車場等の緑化ブロック等による緑地は面積の50%を緑化面積とする。
 6. その他の緑地は面積の100%を緑化面積とする。
 7. 上記基準が重複する緑地は、低い数値を適用する。
- ・幹回り1.0m以上（地上1.5mにおける）の樹木、由緒ある樹木、及び良好な植生を有する25㎡以上の樹木の集団は保存する。
- ・緑地に植栽する樹木の基準は10㎡当たり6本以上とし、うち最低2本は高木（3.5m以上）とする。
- ・既存樹木で幹周1m以上の樹木又は植栽時5.0m以上の樹木は、上記算定における高木1本を高木2本とみなす。

①県内の状況

県内における屋外広告物の誘導は、現在「沖縄県屋外広告物条例」に基づいて行われている。現行の屋外広告物条例には、規模についての許可基準は具体的に定められているが、色彩についてはややあいまいな表現であるため、指導しにくい状況となっている。

※沖縄県屋外広告物条例施行規則別表第1 共通許可基準(3)

「広告物の色彩は、中間色を中心に色調を整えたものであること。また、地色においては、赤、黄色その他 けばけばしい色の使用をできるだけ避けること。」

県内で景観計画を策定している景観行政団体も、現在のところ屋外広告物一般を対象にした定量的な基準は定めていない。ただし那覇市は法的な位置づけではないものの、「那覇市都市デザインマニュアル(サイン編)」を作成している。このデザインマニュアルでは県よりも厳しい基準を設けているが、色彩に関しては抽象的な表現にとどまっている。

②屋外広告物の色彩誘導事例

全国においては、景観計画を機とした総合的な景観施策の作成や見直しが進む中で、屋外広告物についてもより踏み込んだ基準を設ける例が出てきている。

寺院や庭園などの文化財、名勝やランドマークなどにおいては、大切な風景を成り立たせていくために、借景・背景になる景観の誘導が必要になってくる。とくに広告物は文化財等とかけ離れたデザインとなることも予想され、それらのコントロールが注目される。

一方、単に基準を厳しくするだけでなく、市民が広告物を評価できるシステムを導入したり、優れたデザインの広告物には特例を与える制度を創設するといった事例も見られる。

事例2 【熱海市屋外広告物条例】(2006)

＜特色＞ ・景観計画を機に、新たに市独自の広告物条例を定め、総合的に屋外広告物の景観を見直したものの。なお色に関しては地色の彩度を制限する方法を採っている。

熱海市屋外広告物条例が4月1日に施行されます。

屋外広告物は、私たちのくらしや商業活動に必要な情報を提供するとともに、まちなみを構成しそのまちなみのイメージとなる重要な要素となっています。現在、静岡県条例の基準で行っていたものを、熱海市の特性を踏まえて全面的な改正を行う検討をしております。

条例制定の目的

平成19年3月に策定した景観計画では、豊かな自然に囲まれたにぎわいのあるまちなみを持つ熱海らしい景観形成を行うための目標や方針を示しています。これまで屋外広告物は、静岡県屋外広告物条例に基づき規制が行われてきました。今回、制定する熱海市屋外広告物条例は、景観計画の一環として、熱海市全域を対象に、熱海らしい景観づくりの実現に向け、地域毎の特性に応じた基準により、屋外広告物の適正な規制誘導を図っていくものです。

熱海市屋外広告物条例で定める地域区分

現在、静岡県屋外広告物条例では、熱海市を屋外広告物の掲出が禁止されている地域（特別規制地域）と、許可が必要な地域（普通規制地域）に分け、規制が行われています。熱海市屋外広告物条例では、許可が必要な地域（普通規制地域）の一部を良好な景観形成を図るため新たに2つの地域に区分します。その地域区分は、静岡県条例の基準と変更はありません。

（静岡県条例の地域区分） （熱海市屋外広告物条例での地域区分）

- 第1種特別規制地域 → 第1種特別規制地域
- 第2種特別規制地域 → 第2種特別規制地域
- 第2種普通規制地域 → 熱海地区規制地域、高層地区立地を兼ねる形成地区、東海岸町立地を兼ねる形成地区
- 第1種普通規制地域 → 一般規制地域

- 一定規模以内の自家広告物などは、適用除外となります
1.広告主が掲出する商業施設の店名、住所標識等 0.9m以下
一般標識 1.0m以下/無電柱・平屋/山手地区は 2.0m以下
- 橋やトンネル、消火栓などは禁止物と定められ、原則、屋外広告物の掲出が禁止されています

熱海市屋外広告物条例による新たな4つの試み

- ① 瀬河原町と一体的な景観形成を目指します**
これまで熱海市と瀬河原町では、各々の基準により広告物が掲出されてきました。今回、東地区（用途地域指定区域）を「千歳川沿岸規制地域」として区分し、瀬河原町側と協調した景観形成を図ります。
- ② 都市の風格とにぎわいのあるまちなみを目指します**
熱海地区は、市の観光・商業の中心地であり、市内でも広告物の掲出が最も多い地域です。今回、熱海地区を「熱海地区規制区域」として区分し、温泉観光都市の中心市街地にふさわしい景観形成を図ります。
- ③ 特に景観上大切な場所では、きめ細かな規制を行います**
熱海地区では、更に地域の景観上の特性に応じたきめ細かな規制誘導を行うため、2つの広告規制形成地区を指定します。遊歩の美観化などが行われている「お香盤周辺」と景観計画において景観地区に指定されている「東海岸町」を指定します。広告規制形成地区は、住民のみならずの合意形成や景観整備等の状況に応じて前掲が可能なみです。
- ④ 許可期間を現行の2年間から3年間に延長します**
一部の適用除外となるものを除いて、許可申請が可能なです。今回、規制誘導による広告主の負担軽減を図るため、許可期間を現行の2年間から3年間に延長します。また、許可期間の更新に合わせて手数料も変更になります。

千歳川沿岸規制地域における基準

屋外広告物の規制・誘導の考え方
千歳川を挟み瀬河原町と一体的な景観形成を図る地域として、瀬河原町側と協調したまちなみ景観の形成を目指します。

凡例 赤字：静岡県条例の基準と同じ
赤字：熱海市条例の基準よりも規制を強化する部分

屋外広告物の規制・誘導の考え方
千歳川を挟み瀬河原町と一体的な景観形成を図る地域として、瀬河原町側と協調したまちなみ景観の形成を目指します。

野立て広告物
高さ 3.0m以下
面積 10㎡以内
色 白系
照明 禁止

野立て案内板
高さ 2.0m以下
面積 10㎡以内
色 白系
照明 禁止

壁面広告物
面積 1.5㎡以内
高さ 2.5m以下
色 白系
照明 禁止

屋上広告物
面積 1.5㎡以内
高さ 2.5m以下
色 白系
照明 禁止

壁面突出広告物
高さ 2.5m以下
面積 1.5㎡以内
色 白系
照明 禁止

熱海地区で屋外広告物の基準が変わります。

熱海地区の景観形成方針

（熱海市景観計画での熱海地区観光・商業地の景観形成の方針）
○中心商業地にふさわしににぎわいと風格のある景観を形成する。
○かっこよいイメージのあるまちなみ景観を形成する。
○伝統ある温泉地らしい景観を形成する。
○湾への眺望に配慮する。

熱海地区の屋外広告物の規制・誘導の4つのポイント

- 一定高さ以上に掲出される屋外広告物の色彩を制限します
湾や河川、丘陵の緑地など、豊かな自然を活かした熱海らしい風情のあるまちなみ景観を演出するため、一定高さ（地上10m以上）に掲出される屋外広告物はまちなみとの調和を求めるとし、赤色などの派手な色彩の使用を制限します。
- まちなみや周辺景観へ影響のある規模の屋外広告物を制限します
屋外広告物は、にぎわいや活気のある商業地づくりには欠かせない重要なものですが、一方で過大な広告物や標識の多量等は、景観にとって害を及ぼす恐れがあります。そのため、壁面広告物の面積を制限し、突出する規模の壁面広告物を規制します。
- 現在許可を受けている広告物は、平成24年3月31日まで掲出が可能です
現在、許可を受けて適正に掲出されている屋外広告物のうち、条例制定により不適格になるもので、撤去、移転又は取壊しが容易でない認められる場合は、平成24年4月1日以降も屋外広告物の新規掲出又は変更まで、掲出が可能になる場合があります。
- 場所毎の特性を活かした広告景観の形成を進めます
景観形成上重要な場所については、広告規制形成地区として指定し、地区の特性を活かした基準により、規制・誘導していきます。

熱海地区の屋外広告物の規制・誘導の考え方

温泉観光文化都市の中心市街地としてふさわしい、都市の風格やにぎわいを演出する屋外広告物の景観を形成していきます。

2つの広告景観形成地区の基準

- お香盤周辺
○色彩と照明は熱海地区特例
1. 屋上広告物
面積 1.5㎡以内/高さ 2.5m以下
2. 壁面突出広告物
面積 1.5㎡以内/高さ 2.5m以下
3. 壁面突出広告物
面積 1.5㎡以内/高さ 2.5m以下
- 東海岸町
○色彩と照明は熱海地区特例
●全広告物共通
●自家用広告物のみとする
1. 野立て広告物
高さ 3.0m以下
面積 10㎡以内
色 白系
照明 禁止
2. 野立て案内板
高さ 2.0m以下
面積 10㎡以内
色 白系
照明 禁止
3. 壁面突出広告物
高さ 2.5m以下
面積 1.5㎡以内
色 白系
照明 禁止
4. 壁面突出広告物
高さ 2.5m以下
面積 1.5㎡以内
色 白系
照明 禁止

熱海地区規制地域における基準

屋上広告物
面積 1.5㎡以内
高さ 2.5m以下
色 白系
照明 禁止

壁面突出広告物
高さ 2.5m以下
面積 1.5㎡以内
色 白系
照明 禁止

野立て広告物・案内板
高さ 3.0m以下
面積 10㎡以内
色 白系
照明 禁止

壁面突出広告物
高さ 2.5m以下
面積 1.5㎡以内
色 白系
照明 禁止

●全広告物共通事項
【色彩】
・地の色として使用できる色彩を制限する。
・ただし、地上10m未満の部分に設置される広告物は除く（お香盤周辺地区は除く）。
色別 地色の彩度
①R～10V 8以下とする
②1GY～10RP 0以下とする
【照明】
・出来るだけ照明を設置し、調光可能なものにしようとする。
・ただし、美しく減らす。または、美しく統一した照明や動光の設置は禁止する。

凡例 赤字：静岡県条例の基準と同じ部分
赤字：熱海市条例の基準よりも規制を強化する部分

熱海地区規制地域における基準

屋上広告物
面積 1.5㎡以内
高さ 2.5m以下
色 白系
照明 禁止

壁面突出広告物
高さ 2.5m以下
面積 1.5㎡以内
色 白系
照明 禁止

野立て広告物・案内板
高さ 3.0m以下
面積 10㎡以内
色 白系
照明 禁止

壁面突出広告物
高さ 2.5m以下
面積 1.5㎡以内
色 白系
照明 禁止

●全広告物共通事項
【色彩】
・地の色として使用できる色彩を制限する。
・ただし、地上10m未満の部分に設置される広告物は除く（お香盤周辺地区は除く）。
色別 地色の彩度
①R～10V 8以下とする
②1GY～10RP 0以下とする
【照明】
・出来るだけ照明を設置し、調光可能なものにしようとする。
・ただし、美しく減らす。または、美しく統一した照明や動光の設置は禁止する。

担当：まちづくり課都市デザイン室
電話：0557-86-6422
メールアドレス：machizukuri@city.atami.shizuoka.jp

出典：熱海市ホームページ

事例3 【小田原市色彩景観のてびき】（平成18年発行、20年増補）

- ＜特色＞
- ・景観計画と連動した色彩ガイドラインを作成し、その一環として屋外広告物の色彩基準を定めている。具体的基準は各「重点区域」において設定される。
 - ・地色の彩度について上限を定める手法を採っている。
 - ・重点区域においては、自動販売機の色を指定している（5Y7.5/1.5）。

（例）小田原城周辺地区の屋外広告物・日よけテントの色彩

小田原城がもつ歴史的・文化的イメージと調和した景観を形成するために、屋外広告物の地色（※）及び日よけテントは、落ち着きと風格のある穏やかな色調を用いるよう誘導を図ります。

（※）文字以外の部分をさします。その面積の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。

対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色	0.1R～10R	制限なし	5以下とする
	0.1YR～5Y	制限なし	6以下とする
日よけテント	5.1Y～10G、0.1PB～10RP	制限なし	4以下とする
	0.1BG～10B	制限なし	3以下とする

小田原市ホームページより抜粋

事例4 【神戸市眺望景観形成誘導基準（屋外広告物）】

- ＜特色＞
- ・港から六甲山を望む一帯の主要道路沿線に対し、屋外広告物の位置形態および色彩の基準を定めている。眺望を重視し、高い部分の基準を特に厳しく設定している。

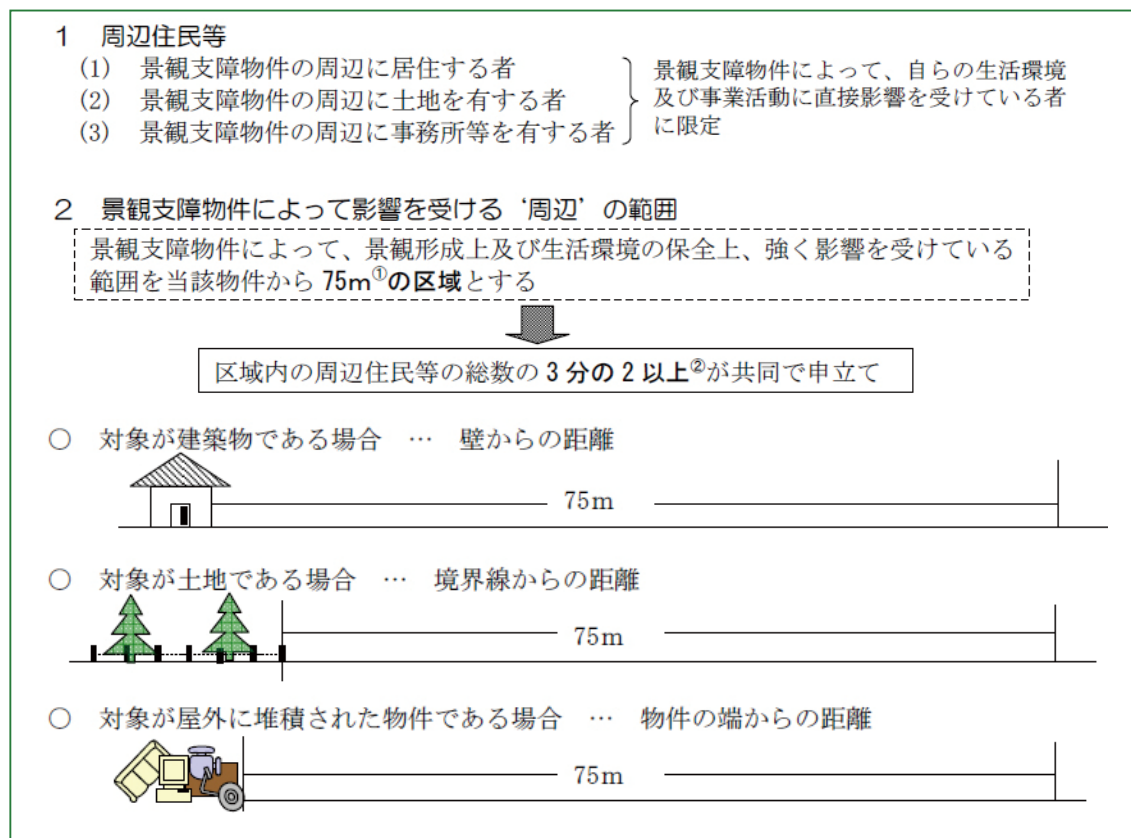
	位置、形態	色彩
超高層部	(1) 高さ100mを超える部分には屋上広告物の掲出等をしないこと。 (2) 高さ60mを超える部分に掲出等をする広告物は箱文字による表示とし、表示内容は建物名、事業所名等に限ること。	—
屋上	(1) 1建物につき1個に集約すること。 (2) 建物外壁面から外側へはみ出さず、見かけ上、外壁を上方に延長した形態とする。また、広告物等の脚部、骨組みその他の広告物の表示面以外の構造物は、景観上支障のないよう覆うこと。 (3) 地上から高さ20m以上の広告物は、屋外広告物重点誘導路線に面しない面に表示をしないこと。ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものは除く。	(1) 使用できる色彩は、 0.1R～10Yは、彩度7以下、0.1GY～10Gは、彩度6以下、0.1BG～10Bは彩度5以下、0.1PB～10RPは彩度6以下とする。 (別図9参照) ただし、可変表示式広告物の有彩色表示部分は、上記の基準を超える彩度とみなす。 また、下記のいずれかの広告物あるいは広告物の部分については適用しない。 ① 掲出等の位置が、道路面からの高さ10m以下の広告物。 ② 掲出等の期間が2ヶ月未満の広告物。（ただし、1つあるいは複数の広告物を定期的に変更する場合は、上記基準に適合しない広告物の存する期間が年間4ヶ月未満の場合に限る。） ③ 表示方法が箱文字のみによる広告物。 ④ 広告物の表示面積（複数の表示内容が集合した広告物については、それぞれの表示内容ごとの面積による。）の3割未満の部分。 (2) 地上から高さ20m以上の屋上広告物で使用できる色数は地色を含めて4色以内とする。その場合、地色は外壁と同系色とすることが望ましい。 色彩が連続的に変化する場合、色相（基準色と中間色の10色）ごとに最高彩度と最低彩度の2色とみなす。 (3) 可変表示式広告は、点滅、表示内容の変化等の速さを、緩やかなものとする。 (4) 表示内容は、簡素化すること。
壁面	(1) 取付壁面の正面方向から見た場合に、壁面の範囲からはみ出さないこと。 (2) 地上から高さ20m以上の部分においては、屋外広告物重点誘導路線に面しない壁面に表示をしないこと。ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものは除く。	
突出	(1) 1道路につき1個に集約すること。 (2) 掲出位置は、取付け壁面の高さ以下とすること。	
地上	地上からの高さ10m以下とすること。	—

出典：神戸市ホームページ

4) 市民が景観の判断に関与する事例

事例【鳥取県 景観計画における「景観支障物件」申し立て制度】

<特色> ・1年以上にわたって特定の目的に使用されず、かつ適切に管理されなかったことで周辺景観等に支障をおよぼしている物件について、周辺住民から知事に対して支障の除去のための措置を申し立てることができるとする。



出典：鳥取県ホームページ

5) 都市景観に調和する広告物に対するインセンティブ制度の事例

事例【京都市 優良屋外広告物支援制度】

<特色> ・景観計画で基準を厳しくする一方、優れた広告物にはインセンティブを与えるもの。

■優良屋外広告物表彰制度

2008年に新設された制度で、京都の町並みに調和した優れたデザインや、京都の景観に配慮した独自のデザインの屋外広告物を表彰するもの。表彰された広告物は、通常3年の設置許可期間が6年に延長される。

■優良屋外広告物補助金交付制度

商店街等の団体が一定のまとまった地域で、優良なデザインで良好な景観形成に寄与する屋外広告物を表示する場合や、景観重要建造物・歴史的意匠建造物等に、建築物のデザインや周囲の景観と調和した屋外広告物を設置する場合に、所有者等に対して設置費等の一部を助成する。

■特例制度

基準に適合しない場合であっても、①良好な景観の形成に寄与する屋外広告物や、②公益、慣例によって必要性が高く、景観上支障がないものについては、美観風致審議会の意見を聴いたうえで、許可することができる制度。